**共同研究契約書**

*（20200403法務室確認、法人）*

学校法人立命館（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、甲の立命館大学総合科学技術研究機構と乙との間で下記の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するにあたり、以下のとおり契約を締結する。

 研究課題 ：「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

 研究目的　：　**(例)**　○○○を用いて○○○するための技術を確立する。

研究内容　：　**(例)**　○○技術による○○を実装した○○装置を試作のうえ、○○法にてその有効性を検証する。

 研究完了期限：　 年 月 日 （研究期間：本契約締結の日 から 年 月 日 まで）

 研究分担　　： 甲

 乙

 研究実施場所： **(例)**　立命館大学XX研究センター　滋賀県草津市野路東１丁目１－１

（共同研究担当者等）

1. 本共同研究担当者は、次のとおりとする。甲は、下記乙の本共同研究担当者を学外共同研究員として受け入れる。

（甲）所属機関名（学部名または研究科名まで記載）・役職・氏名

（乙）＊＊＊＊＊＊＊

1. 甲および乙は、必要と認められる場合には、前項に定める甲乙の本共同研究担当者以外の者を、相手方の同意を得て、研究協力者として加えることができる。

（設備等）

1. 本共同研究において、次の各号の設備を使用する。

(1) XX分析機（専用設備）

(2) ○○機(共用設備)

1. 甲は、その所有に属する施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担する。
2. 本共同研究の遂行のため、甲は別途甲乙間で合意した乙の所有に係る設備を無償で受け入れ共同使用することができる。搬出入、据付、撤去に要する費用は乙の負担とする。
3. 前項の場合において、当該設備を搬入することが困難なときは、甲は、本共同研究上必要な限度内で、当該設備が所在する施設に甲の本共同研究担当者を派遣して研究を行うことができる。

※本条第１項において、使用設備が未定の場合

第２条　甲は、甲の施設・設備を本共同研究の用に供する。

＜以下、同文＞

（費用）

1. 甲および乙は、本共同研究の費用を別表１の通り分担する。明細は別表２の通りとする。
2. 乙は、甲が行う研究の費用として金＿\_\_\_\_＿\_\_\_\_円（消費税額および地方消費税額を含む）を負担する。
3. 乙は、前項に掲げる費用を甲が発行する請求書を受領した日から３０日以内に甲の指定する銀行口座に振込む。
4. 甲は、乙が負担した費用の額の妥当性について確認するよう乙から依頼があった場合、研究成果報告書に基づいて確認を行う。

（設備等の取扱い）

1. 前条第２項に掲げる費用により甲が新たに取得した設備、備品等は、甲の所有に属する。

（研究の中止または延長）

1. 甲および乙は、本共同研究を途中で中止または延長するときは、甲乙協議し、いずれかの当事者が一方的に中止または延長することはできない。

（研究中止の場合の取扱い）

1. 甲は、前条の協議に基づき本共同研究を中止したときは、乙が負担した既納の費用のうち不用になった額を乙に返還しなければならない。
2. 甲は、本共同研究を完了または中止したときは、第２条第３項により受け入れた設備等を、完了または中止した時点の状態で乙に返還しなければならない。搬出、撤去の費用は乙が負担する。

（発明等）

1. 本共同研究の結果、特許を受けることができる発明またはプログラムの著作権等が生じたときは、甲および乙は、速やかに相手方に届け出なければならない。

（発明等の取扱い）

1. 甲および乙の本共同研究担当者が、共同して行った研究により特許を受けることができる発明が生じたときは甲および乙の共有とし、甲と乙は持分、実施対価、出願費用負担等について定めた共同出願契約を締結して、共同出願を行うことができる。
2. 甲および乙は、自己の本共同研究担当者が、本共同研究の過程で単独で行った研究によって特許を受けることができる発明が生じたときは、単独で特許出願を行うことができる。ただし、出願についてあらかじめ相手方の同意を得なければならない。
3. 本共同研究の結果、プログラムの著作物が創作された場合、その取扱いについて甲乙協議して定める。

（秘密保持）

1. 甲および乙は、本共同研究に関連して相手方から開示され、または知り得た相手方所有の情報であって、開示または知り得た際に秘密である旨が明示された情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、事前の相手方の承諾なしに第三者に開示してはならず、本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。

　　　(1)開示のときに、既に公知であった情報または既に自己が保有していた情報

　　　(2)開示後、自己の責によらず公知となった情報

　　　(3)秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報

　　　(4)相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

（研究成果の公表）

1. 本共同研究による研究成果は、甲乙において公表することができる。ただし、前条に定める相手方の秘密情報が開示されるおそれがある場合、産業財産権の取得等の将来期待される利益を侵害するおそれがある場合等で合理的理由により公表に支障があるときは、公表の時期、方法、内容等について、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（研究成果報告書）

1. 甲および乙は、乙より求めがあった場合には、本共同研究の進捗状況および成果の中間報告を共同で行うものとする。

２　甲および乙は、本共同研究期間終了日までに、協力して研究成果報告書を作成し、本共同研究の成果を確認するものとする。

（非保証）

1. 本共同研究が、研究的、実験的性格を有することに鑑みて、甲は、本共同研究が成功し、有効な成果が得られることを保証しない。また、甲は、乙が本共同研究の成果を利用した場合、その結果について一切責任を負わない。

（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らならびに自らの役職員および従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないことおよびこれら反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、相手方がこれに違反したときは、催告その他の手続を要せずして本契約を解除または解約できるものとする。

（個人情報の取扱い）

1. 甲および乙は、相手方から開示された個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

２　甲および乙は、前項に定める個人情報を第三者に預託、提供もしくは開示し、または本共同研究の目的以外に使用、複製、改変等を行ってはならない。

３　甲および乙は、第１項に定める個人情報を、本共同研究の完了後または中止後、速やかに相手方に返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（損害賠償）

1. 甲または乙は、自己の故意または重大な過失により相手方に損害を与えたときは、相手方が被った直接損害の範囲内で賠償しなければならない。

２　前項にかかわらず、甲および乙は、第１３条の規定により本契約を解除または解約した場合、違反した当事者に損害が生じてもこれを賠償する責を負わないものとする。違反した当事者は、第１３条の違反により相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から標記の研究完了期限までとする。

２　前項にかかわらず、第５条に基づき研究期間の途中で本共同研究を中止または延長する場合の本契約の有効期間は、本契約締結の日から本共同研究を中止する日または延長された研究完了期限までとする。

３　前二項にかかわらず、第７条から第１０条までの規定は本契約有効期間満了の日から３年間、第１２条および第１５条は対象事項が存する限りその効力を有する。

（協議）

1. 本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、解決をはかる。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

 年 月 日

 （甲） 京都市中京区西ノ京東栂尾町８番地

 　学校法人立命館

 理事長 森　島　朋　三 印

 （乙）

 印

別表１　費用の分担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | \*年度 | 内訳 |
| 甲 | ０円 |  |
| 乙 | \*\*\*\*円 | 甲実施研究費\*\*\*円、乙実施研究費\*\*\*円 |
| 合計 | \*\*\*\*円 |  |

別表２　明細（見込額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 甲実施研究費 | 乙実施研究費 |
| 直接必要になる経費（Ａ） | 原材料費 |  |  |
| 人件費 |  |  |
| 旅費 |  |  |
| 経費 |  |  |
| 外注費 |  |  |
| 小計 |  |  |
| 間接経費（Ｂ） | （Ａ）×２０％ |  |
| （Ａ）＋（Ｂ） |  |
| 消費税（Ｃ） | {（Ａ）＋（Ｂ）}×１０％ |  |
| 合計（Ａ）＋（Ｂ）＋（Ｃ） |  |